発注情報詳細(物品・委託等)

入札方法		入札書の持参による(公募型指名競争入札)			
	件名	第 10 回アジア・スマートシティ会議運営業務委託			
納入/履行場所		・横浜市内他 ・本業務を遂行するにあたっては、適宜委託者の指示に合わせて以下の委託者所 在地等で打ち合わせの場を設ける。 ・横浜市国際局国際協力部国際協力課(横浜市中区本町6丁目50番地の10) ・Y-PORTセンター公民連携オフィス(横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号横 浜国際協力センター6F)			
納入/履行期間等		契約締結日から令和4年3月18日(金)まで			
	種目	指定なし			
	所在地区分	市内、準市内、市外			
入札参加資格	: : その他の条件	①令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等)に登載されていること。 ②参加意向申出書の提出時点で、次の2点をいずれも満たしていること。 ・過去5年間において国、政府機関、国際機関、地方自治体又は民間企業等から、 参加者数 300 人以上のオンライン形式もしくはハイブリッド形式による会議の 運営業務を受託した実績が1件以上あること。 ・過去5年間において国、政府機関、国際機関、地方自治体又は民間企業等から、 実地開催、オンラインを問わず国際会議の運営業務を受託した実績が5件以上あること。なお、ここでいう国際会議とは、JNTO(日本政府観光局)が定義する参加者数50名以上、参加国数日本を含む3か国以上のものを指す。 ③公募型指名競争入札参加意向申出書の提出期限から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。 ④有資格者名簿に登載されている企業で構成された共同企業体での参加を認める。ただし、構成員の数は2者又は3者とする。共同企業体でして提案する場合は、構成員のいずれかが、その実績を有していること。なお、共同企業体の場合、構成員の数が2者の場合は各構成員の出資比率が当該共同企業体の総出資額の30%以上であること。3者の場合にあっては20%以上であること。			
	提出書類	①公募型指名競争入札参加意向申出書 ②委託業務経歴書 ③共同企業体協定書兼委任状(共同企業体での参加の場合のみ) ④共同企業体各構成員の出資比率の計画がわかるもの(様式任意。共同企業体での参加の場合のみ)			
設計図書 当ウェブサイトに掲載					
質疑締切日時 及び提出方法		令和3年8月12日(木) 17時 電子メールで所定の書式により発注 担当課へ提出すること。 ※電子メール送信後は、到達について 発注担当課へ必ず電話連絡すること。			
入札参加申込締切 日時及び提出方法		令和3年8月19日(木) 15時(必着) ①持参(下記発注担当課職員に直接手渡すこと) ※持参の場合は、平日9時から12時または13時から17時まで(最終日は15時まで) ②書留郵便(宛先は下記発注担当課) ※書留郵便の場合は、発送日に下記発注課へその旨必ず電話連絡すること。			
拊	音名・非指名通知 日	令和3年8月23日(月) 電子メール及び普通郵便にて発送予定			
7	令和3年8月30日(月) 10時~(予定)				

入札及び開札場所	横浜市中区本町6丁目50番地の10				
支払い条件	前金払	しない	部分払	しない	
注意事項	入札書又は見積書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。なお、落札者決定に当たっては、入札書又は見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額)をもって落札価格とします。				
発注担当課	国際局国際協力課(横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10) 電話:045-671-4393 FAX:045-664-7145 電子メール:ki-asca@city.yokohama.jp				
契約事務担当課	発注担当課と同じ				

入札方法について

- (1) 入札及び開札の日時・場所 発注情報詳細のとおり
- (2) 入札当日に「公募型指名競争入札指名通知書」の提示がない場合は、入札に参加できません。必ず持参してください。なお、「公募型指名競争入札指名通知書」は再交付できませんので、取扱いに注意してください。
- (3) 入札方法は、入札参加者が別紙様式による入札書を入札時に直接投函して行います。
- (4) 一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札をおこないますので、**入札書は二枚 用意**してください。
- (5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札者がないとき には、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内合意した場合に随意契約を行うこと とします。